

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

警察庁では、免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会が、その者が有していた免許情報記録個人番号カードに記録されていた免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができる規定の整備等を内容とする「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (menkyoka02@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年7月11日（金）から 令和7年8月9日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

- 法 : 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 新 府 令 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- 個人番号カード : 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

〈 参 考 〉

別紙のほかに、内閣府令案について、新旧対照表を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第○章」、「第○条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第114条の7

3 命令等の内容

- (1) 免許情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していた免許情報記録個人番号カードに記録されていた免許情報記録を記録したものとする措置を講ずることができる。
(新府令第21条の16の2 関係)
- (2) 運転経歴情報記録個人番号カードを有する者に係る個人番号カードが新たに作成される場合に、都道府県公安委員会は、その者が有していた運転経歴情報記録個人番号カードに記録されていた運転経歴情報を記録したものとする措置を講ずることができる。(新府令第30条の17の2 関係)

4 施行期日

令和7年9月1日とする。